

定款施行細則

第1章 総則

(総則)

第1条 本定款施行細則（以下「本細則」という）は、一般社団法人日本脳神経外傷学会定款（以下「定款」という）に基づき、定款の施行及び本法人の管理運営につき必要な事項を定める。

第2章 代議員

(代議員)

第2条 新たに本法人の代議員となるには、まず正会員が本法人の定める専門医・指導医認定制度規則に従い、認定指導医にならなければならない。

2 連続して10年以上本法人の正会員であり、かつ会費を完納している認定指導医は、常務理事会での審査を経て、理事長の委嘱を受け、本法人の代議員となる。但し、代議員となる認定指導医は1施設1診療科において2名を上限とする。

3 理事長は、代議員に就任する者（第5条による再任を含む）を定時代議員会総会の議場において報告し、委嘱する。

4 前項の規定により代議員資格を得た場合であっても、当該認定指導医は、理事長にその理由を上申することにより、代議員への就任を辞退することができる。

5 代議員の任期は、第2項の委嘱を受けた後2年以内の最終の事業年度に関する定時代議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

6 前項の任期中といえども、その在任中の年度（本項にいう年度とは、定款第34条に規定する事業年度ではなく、4月1日から3月31日までの学校年度をいう。以下、同じ。）において、満65歳となる日、あるいは満65歳となる予定の日の属する年度に開催される定時代議員会の終結の時に任期満了となる。

7 代議員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という）上の代議員として代議員会を組織し、定款及び本細則並びに法令に従い、必要事項を審議し決議する。

(審査)

第3条 事務局は、前条第2項に規定する要件を満たした認定指導医のリストを作成し、常務理事会に提出し、報告しなければならない。

2 事務局は、前項のリストの作成にあたり、会費の未納等を調査し、本法人の代議員とするのに不適当と判断した場合には、前条第2項の要件を満たしている場合であっても、当該リストから削除することができる。

3 常務理事会は、第1項のリストを受け、承認・不承認の審査を行い、その結果を理事長

に報告するものとする。

(特則)

第4条 第2条及び前条の規定にかかわらず、現職の理事3名の推薦状と過去の脳神経外傷に関する業績に関する資料等を本法人所定の審査申込書に添えて、本法人事務局へ提出した者については、常務理事会の審査・承認を経て、理事長の委嘱により、本法人の代議員となることができる。

(代議員再任候補者)

第5条 代議員再任候補者については、事務局において、当該代議員再任候補者が常務理事会の定める再任審査基準を満たしているかの確認を行い、代議員再任リストを作成の上、任期満了（第2条第5項に定める任期満了をいう。以下同じ。）の1ヵ月前までに常務理事会に提出、報告するものとする。

2 事務局は、前項の代議員再任リスト作成のため、現任代議員に対し、その任期満了の4ヵ月前までに再任の意向調査を郵送又は電磁的方法により行うものとし、再任を希望する現任代議員は、再任を希望する旨の回答をしなければならない。なお、意向調査において定められた期日（調査通知より1ヵ月程度の期間を目安とする。）までに、再任を希望する旨の回答がない場合には、当該代議員は再任を希望しないものとみなし、代議員再任リストから削除することができる。

3 前項の場合の他、会費の未納等がある代議員、および意向調査を行う年の4月1日現在において満64歳以上の代議員については、事務局は、当該代議員を再任リストから削除することができる。

4 代議員再任候補者についても、第1項の代議員再任リストを受け、常務理事会において、第3条第3項と同様に再任の審査を行う。

(疑義)

第6条 代議員に関して疑義が生じたときは、理事会の決議に基づき処理するものとする。

第3章 年次会長

(年次会長)

第7条 本法人は、代議員の中から、年次会長1名を置くことができる。ただし、必要に応じて、本法人の代議員以外の中から選任することを妨げない。

2 年次会長は、本法人の年1回の学術集会を主催する。

(選任)

第8条 年次会長（次年次会長、次々年次会長を含む）は、常務理事会の推薦に基づき、代議員会において選任し、会員総会に報告するものとする。なお、年次会長の任期満了により、次年次会長が年次会長に就任するものとする。

(任期)

第 9 条 年次会長の任期は、前年次会長が主催した学術集会の会期最終日の翌日から、当該年次会長が主催する学術集会の会期最終日までとする。

第 4 章 学術集会

(学術集会)

第 10 条 本法人は、年 1 回学術集会を開催する。
2 年次会長は、学術集会を主催する。
3 学術集会において演者として発表する者、司会・座長を行う者は、本法人の会員でなければならない。

第 5 章 役員候補の選出

(理事及び監事候補者の選出)

第 11 条 定款第 15 条に定める理事及び監事の選任において、その候補者の選出は代議員の投票による選挙によるものとし、選挙の方法等は、理事会において別に定める「役員候補者選出規程」によるものとする。

(代議員会による選任)

第 12 条 前条の規定により選出された理事候補者及び監事候補者は、現任理事及び監事の全員が任期満了（定款第 16 条第 2 項による任期満了は除く）となる定時代議員会において、その選任が承認された場合に本法人の理事及び監事となる。

第 6 章 委員会

(委員会)

第 13 条 本法人には、理事会において別に定める「委員会設置規程」に基づき、必要に応じて各種委員会を置くことができる。
2 各委員会の具体的任務及びその構成員等については、定款又は細則に別段の定めがある場合を除き、「委員会設置規程」によるものとする。

第 7 章 常務理事及び常務理事会

(常務理事)

第 14 条 本法人に、常務理事を置く。
2 常務理事の員数は 5 名以内とし、理事会の議場において理事長（当該理事会において新たに理事長が選定された場合には、当該理事長をいう。）が候補者を指名し、当該理事会において指名された常務理事候補者の承認決議を行うものとする。
3 常務理事の任期については、理事の任期に準ずるものとする。なお、任期中に辞任等により退任した常務理事の後任として指名された常務理事の任期は、他の現任常務理事の任期の残存期間と同一とする。

(常務理事会)

第 15 条 本法人に、常務理事会を置く。

- 2 常務理事会は、理事長 1 名と前条第 2 項の規定により選定された常務理事により構成する。
3 年次会長、次年次会長、次々年次会長は、理事長からの要請があった場合、あるいは自らが出席を希望した場合には、常務理事会に出席し、意見を述べるができる。ただし、当該常務理事会において、議決権を有しないものとする。

(常務理事会の権限)

- 第 16 条 常務理事会は、本細則に定める事項及び次の各号に定める議事につき審議し、決議する。
(1) 年次会長の推薦（次年次会長、次々年次会長を含む）
(2) 各委員会の委員長の選任
(3) 名誉会員の推薦
(4) 代議員資格の審査
(5) その他、理事会、代議員会に諮るべき業務の運営に関する事項
2 常務理事会は、必要に応じて各委員会に対し、業務の報告を求めることができる。
3 常務理事会は、委員会からの報告事項及びその他理事会又は代議員会にて審議すべき事項を選別し、理事会又は代議員会に上程するものとする。

(常務理事会の開催等)

- 第 17 条 常務理事会は次の各項にしたがって開催される。
(1) 理事長が、必要に応じて常務理事会を招集する。
(2) 常務理事会は、常務理事会構成員の現在の過半数が出席しなければ、議事を行い決議することができない。なお、審議事項に対し、書面又は電磁的方法により事前に表決をし、または委任状の提出をした場合は、当該表決者又は委任者は常務理事会に出席したものとみなす。
(3) 常務理事会における議事は、出席常務理事の過半数をもって決する。
(4) 第 2 号の規定にかかわらず、理事長又は常務理事が常務理事会の構成員全員に対し、書面又は電磁的方法により、常務理事会の決議の目的となる事項を提案し、常務理事会の構成員全員が当該提案に対して同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の常務理事会の決議があったものとみなす。
(5) 常務理事会の議事録は理事長が作成し、議事録作成者たる理事長が署名又は記名押印し、本法人事務局に保管するものとする。前号の場合も同様とする。

第 8 章 事務局及び事務局長

(事務局及び事務局長、事務局長補佐)

- 第 18 条 本法人には、事務局を設置し、次の各号に定める業務を行う。
(1) 総務、庶務、財務会計全般

- (2) 代議員候補者たる認定指導医リストの作成
 - (3) 代議員再任候補者リストの作成, 意向調査
 - (4) 各種審査における基準要件の調査, 報告
 - (5) 会員, 代議員等への各種通知, 連絡
 - (6) 定款, 本細則, 並びに理事会により定められた各種内規に規定する業務
- 2 事務局には, 事務局長1名, 事務局長補佐若干名を置くものとし, 本法人の代議員の中から, 理事長の指名に基づき, 理事会の決議により選任し, または解任する。ただし, 事務局長補佐については, 必要に応じて, 本法人の代議員以外の者を任命することを妨げない。
 - 3 事務局長は, 第1項に定める事務局の処理業務など法人の事務局業務を総括する。
 - 4 事務局長及び事務局長補佐の任期は, 理事長たる理事の任期と同一とし, 理事長たる理事の任期満了時に事務局長及び事務局長補佐の任期も満了となる。ただし, 再任は妨げないものとする。
 - 5 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は, 理事会の決議により別に定める。

第9章 会計

(資産)

第19条 本法人の資産は, 次のとおりとする。

- (1) 会費
- (2) 事業にともなう収入
- (3) 資産から生ずる果実
- (4) 寄付金品
- (5) その他の収入

(経費)

第20条 本法人の事業を遂行するために必要な経費は, 前条の資産をもって支弁する。

(事業計画, 収支予算)

第21条 本法人の事業計画及びこれにともなう収支予算は, 毎会計年度の開始前に理事長が編成し, 理事会の決議を経て代議員会の承認を得なければならない。

(収支決算)

第22条 本法人の収支決算は, 毎会計年度終了後に理事長が作成し, 監事の監査を受け, 理事会の決議を経て代議員会の承認を得なければならない。

(会費)

第23条 本法人の会費は次のとおりとする。

- (1) 正会員 金 8,000円
- (2) 賛助会員 金 100,000円

第10章 施行細則の改正

(改正)

第24条 本細則の改正は, 総代議員の半数以上であって, 総代議員の議決権の3分の2以上の賛成を得た代議員会の決議によらなければならない。

附則

1. 第2条の規定にかかわらず, 施行日前日における社員が施行と同時に代議員となるものとし, 施行時に代議員となる者は, 別紙「代議員名簿」のとおりとする。
2. 本附則1, 2は, 代議員への移行完了により, 自動的に消滅するものとする。

平成22年10月26日 一部改正
 平成23年8月8日 一部改正
 平成23年10月11日 一部改正
 平成24年6月18日 一部改正
 平成27年3月5日 一部改正
 平成28年2月25日 一部改正
 平成29年3月10日 一部改正
 令和2年3月6日 一部改正
 令和3年2月26日 一部改正